

確認書類の照合省略に係る申出書

（ 申出事業主 ）に係る（事業所（事業所番号〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇）（申出先である公共職業安定所が管轄する地域に当該申請事業主の事業所が複数ある場合は、複数まとめて記載の上、申し出ることとして差し支えない。））について、以下の手続一覧に示す手続を行う際に、確認書類の照合を省略できるよう申し出ます。

なお、この申出にあたり、申出者に係る以下の事項について確認及び同意します。

- イ 過去１年にわたる取扱実績からみて、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 雇用保険の事務処理遂行に係る組織・体制が構築されていること。
- ハ 過去３年間にわたり、雇用保険関係の事務手続の処理に起因する不正受給等がなかったこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ 労働基準法に定める労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等を完備していること。
- ヘ 申出事業主に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ト 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- チ 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。
- リ 上記イからチまでに該当していなかったことが明らかになった場合、又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この申出により認められた照合省略の確認が撤回されることがあること。

令和 年 月 日

〇 〇 公共職業安定所長 殿

事業主（又は代理人） 住 所

氏 名

電話番号

《手続一覧》

- (1) 雇用保険被保険者資格喪失届
 - (2) 雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書
 - (3) 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
 - (4) 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
 - (5) 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
 - (6) 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
 - (7) 高年齢再就職給付金の支給申請
 - (8) 介護休業給付金の支給申請
 - (9) 育児休業等給付（出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金）の支給申請
- なお、(1)に添付される離職証明書については、⑦（離職理由欄）を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。